

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項に係る意見（案）

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

① 【基本方向1】 男女平等参画の啓発の推進

【施策の方向(1)】 広報・啓発活動の充実（柿田委員、小林委員、佐藤美委員、早坂委員、山中委員）

【施策の方向(2)】 調査の充実（崎広委員）

【施策の方向(3)】 情報収集・提供の充実（吉村委員）

内容	だれもが男女平等参画の理念や社会的性別の視点についての正しい理解、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、様々な機会を通じ、インターネットなど多様な媒体を有効に活用して、きめ細かな広報・啓発活動を積極的に行う。
選定理由	道民の意識をはじめとする現状・課題を把握するとともに、多くの人に「男女平等参画」をわかりやすく伝えていくことが重要であり、今後とも男女平等参画に関する情報を効果的に広く提供するため、様々な機会や媒体を通じ、広報・啓発活動を推進していく必要があることから選定した。

② 【基本方向2】 男女平等の視点に立った教育の推進

【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進（清水委員）

【施策の方向(3)】 社会における男女平等教育の推進（加藤委員、山中委員）

内容	男女が生涯を通じ、個人の尊厳と男女平等の意識を高めることができるよう、関係機関と連携し、生涯にわたって家庭や学校、社会などあらゆる機会、あらゆる場所において、男女平等の教育、学習機会の充実を図る。
選定理由	社会においては、まだまだ性別にとらわれている現実があり、意識や慣習を改めるためにも、男女平等の意義を学ぶことが必要である。学校におけるキャリア教育の一層の推進・充実を図るとともに、保護者の意識変容や職場における男女平等参画・ワークライフバランスの啓蒙などをすすめていくことが重要であることから選定した。

③ 【基本方向3】 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

【施策の方向(1)】 性の尊重についての認識の浸透（清水委員）

内容	男女相互の性の尊重を促すための学習機会の提供や広報活動の充実に努めるとともに、児童生徒の発達に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、自覚と責任を持った行動がとれるよう、学校における性教育の充実を図る。
選定理由	思春期における性行動の活発化は増加の一途であり、性感染症発生の増加・低年齢化・情報メディアを利用したサイバー犯罪の増加が喫緊の課題となっている現状にあることから、長期的展望にたち、特に若年層における性の尊重についての正しい知識の浸透が重要であるため選定した。

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項に係る意見（案）

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

- ④ **【基本方向1】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**
【施策の方向(1)】 審議会等への女性の登用の促進（柿田委員、崎広委員、佐藤美委員）
【施策の方向(2)】 役職等への女性の登用の促進（小林委員）

内容	男女平等参画社会の実現に向け、行政における政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、様々な意見を施策に反映できるよう、道の審議会等の委員への女性登用の拡大に努める。 また、役職等への女性登用の促進が図られるよう関係機関等へ理解と協力を働きかけ、政策・方針決定過程への女性参画の拡大に努める。
選定理由	道の審議会等への女性委員の登用率は、毎年増加しつつあるが全国平均よりも低い状況にあり、道においても市町村においても、審議会等の分野によっては、委員の性別構成比に偏りがみられる。行政をはじめ、企業や各種団体における方針等の決定の場に女性が参画し、意見や考え方を反映させていくことは重要であることから選定した。

- ⑤ **【基本方向2】 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援**
【施策の方向(1)】 家庭生活への男女の平等参画の促進（多田委員）
【施策の方向(2)】 仕事と生活の調和に関する意識啓発（赤坂委員、早坂委員）
【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実（加藤委員、佐藤副会長、山田委員）

内容	家庭内における家事・育児・介護への男女平等参画について意識の啓発を行うとともに、仕事と家庭生活との両立のための制度の定着促進、仕事と生活の調和をとりながら暮らすことの大切さについて啓発を進める。 また、男性も女性も、仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、様々な家庭の実情や多様な就業形態に対応した、育児・介護の支援体制の充実を図る。
選定理由	依然として、家事、育児、介護のほとんどは女性が担っているのが現状であり、また、女性の就業意欲が高まってはいるものの、多様な保育サービスや介護支援を受けられる現状にないことから、男性も女性も仕事を続けながら家事、育児、介護の両立ができる環境の整備が必要であるため選定した。

- ⑥ **【基本方向3】 就労等の場における男女平等の確保**
【施策の方向(3)】 再就業への支援（多田委員）
【施策の方向(4)】 多様な働き方への支援（佐藤副会長）
【施策の方向(5)】 パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備（梶井会長、山田委員）

内容	再就業の促進を図るため、各種情報の提供や職業能力開発の充実に努めるとともに、在宅就業など新たな就業機会の拡大に向けた取組を進める。 また、パートタイム労働者や派遣労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、企業等に対し、理解と協力を求める。
選定理由	再就業、特に女性の再就業に対する支援のほか、テレワーク・在宅就業、技術や経験を活かせる仕事など多様な働き方に対する支援が必要である。また、パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な労働条件の整備・確保について、企業の理解と協力を促進することが必要であることから選定した。

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成24年度重点事項に係る意見（案）

⑦ 【基本方向4】 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

【施策の方向(1)】 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進（吉村委員）

内容	農林水産業・自営業における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習の解消を図るため、啓発の充実に努める。また、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、女性認定農業者の育成支援に努めるなど、女性の社会参画・経営参画の促進を図る。
選定理由	農林水産業や商工業等の自営業において、全体的に、性別による固定的役割分担意識が強く、経営上の決定の場に女性の参画がしにくい状況にあることから、女性の経営参画に関する意識改革・認識の浸透などが必要であるため選定した。

⑧ 【基本方向5】 地域社会における男女平等参画の促進

【施策の方向(3)】 地域リーダーの養成（梶井会長、永澤委員）

内容	男女平等参画の実現をめざす活動を推進するための地域リーダーの養成が促進されるよう研修等の充実に努める。
選定理由	地域コミュニティの自律性の醸成には、地域社会における男女平等参画の実現が重要な要件であり、なかでも、若い担い手や女性が地域活動でリーダーとして活躍することが重要であることから選定した。

⑨ 【基本方向6】 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（女性へのあらゆる暴力の根絶）

【施策の方向(1)】 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実（赤坂委員、佐藤副会長）

内容	男女の人権の尊重、性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに、男女平等参画を阻害する暴力、特に女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正かつ適切な対処や、「第2次北海道配偶者暴力防止計画」に沿って、被害防止・被害者支援に努める。
選定理由	DVについては、道民にかなり知られてきているが、被害者の数が減ることがなく、関係機関への相談件数が増えている状況にあり、また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策が求められる状況にもあることから、被害者が相談しやすい環境の整備や防止に向けての啓発を図る必要があるため選定した。

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

⑩ 【基本方向3】 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向(1)】 生きがいと社会参加の促進（永澤委員）

内容	高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めるとともに、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進に努める。
選定理由	退職した後、企業社会から地域社会にとけこむ意識の切り替えが必要であり、生きがいづくりの場の提供（地域デビュー）が重要であることから選定した。